

平成29年6月

# 日向市文化振興計画

～「市民参加の文化活動による元気なまち」を目指して～



# 目次

<b>第1章 計画策定の趣旨</b> .....	1
1-1 計画の目的	
1-2 計画の期間	
1-3 計画の位置づけ	
<b>第2章 芸術文化を取り巻く現状と課題</b> .....	2
2-1 芸術文化の現状	
2-2 文化振興における課題	
<b>第3章 芸術文化振興の理念と目標</b> .....	4
3-1 基本理念	
3-2 基本目標	
3-3 基本方針	
<b>第4章 施策の方向性と主要施策</b> .....	6
■基本方針1 芸術文化活動の推進 .....	7
(1) 文化団体の育成	
(2) 文化事業の充実	
(3) 学校等との連携	
■基本方針2 文化施設の整備と活用 .....	9
(1) 文化活動の拠点	
(2) 文化施設の管理	
■基本方針3 文化財等の保存・継承・活用 .....	12
(1) 文化財の保存と活用	
(2) 美々津地区の活性化	
■基本方針4 地域の先人の顕彰と活用 .....	13
(1) 先人顕彰事業の充実	
(2) 若山牧水関連施設の管理運営	
<b>第5章 推進体制の整備</b> .....	14
5-1 取組みの推進体制の構築	
5-2 取組みの評価と進行管理	

## 【参考資料】

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1-1 計画の目的

本市は、美しい海と山々の自然により生まれ、長い歴史の中で醸成されたものを尊重し受け継ぐことで、歴史・文化の薫るまちとなっています。

しかしながら、少子高齢化・人口減少が進む中で、伝統芸能を伝承する若年層の減少や指導者の高齢化、また、文化活動に対する支援の縮小など、芸術文化を取り巻く環境は年々厳しい状況が続いています。

こうした中で、芸術文化活動を次世代へ継承していくためには、後継者の育成や文化資源の適切な保護・活用、文化活動拠点の適切な整備・更新などに取り組み、本市の素晴らしい歴史・文化資源を生かしながら、市民の皆さんとともに、個性的で魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

そのため本市では、芸術文化を「人の心を豊かにすることのできる活動、自然、遺産」と位置づけ、市民が芸術文化に親しみ、地域の歴史や文化に触れることで豊かな心が生まれ、先人に誇りを持って次世代へ継承していくことを目指し、本市の芸術文化行政の指針となる新たな「日向市文化振興計画」を策定しました。

## 1-2 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成36年度までの8年間とします。

## 1-3 計画の位置づけ

本計画は、最上位計画である「第2向日向市総合計画～元気な日向 未来づくりプラン2017～」(平成29年1月策定)に基づき、本市の芸術文化の振興を推進するための計画として位置づけます。

## 第2章 芸術文化を取り巻く現状と課題

### 2-1 芸術文化の現状

#### (1) 少子高齢化・人口減少社会の進展

本市の人口は、平成22年の63,227人から平成27年には61,761人に減少し、高齢化率も24.9%から29.1%に上昇するなど、少子高齢化・人口減少が進んでおります。こうした影響により、芸術文化の担い手も高齢化が進んでいるため、次世代へ確実に芸術文化を伝承できるように担い手となる若者など後継者育成に向けた支援も求められています。一方で、団塊世代の元気な高齢者が増加することで、芸術文化活動に興味・関心を持つ市民が増加することも期待されるため、世代を超えた芸術文化の交流を促進していくことも求められています。

#### (2) 地域社会の変化

少子高齢化・人口減少とともに、市の中心部に人口が流出することにより、山間部では、高齢化率が60%を超える地域があるなど急速に過疎化が進んでいます。

また、個人の価値観やライフスタイルの変化が、これまで培われてきた地域の連帯感やコミュニティ意識の希薄化をもたらし、地域社会の機能を低下させることも懸念されています。

こうした中、芸術文化活動は、同じ方向性を持つ人が新しいコミュニティを形成することを促し、地域社会全体を活性化させることが期待されます。

#### (3) 情報化社会の進展

近年、情報通信技術の進歩やスマートフォンの普及により、インターネットによる情報発信に加え、ブログ、フェイスブックなどのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）<sup>※</sup>を活用した個人による情報発信が可能となりました。

これまでは、発信側からの情報提供に留まっていたものが、受信側の反応も確認することができるなど、情報の双方向伝達が可能となったため、有効に活用することによって、文化がより身近なものになり、文化活動の裾野の拡大が期待されます。

※SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）とは、Web上で社会的ネットワークを構築可能にするサービス。コメントなどのコミュニケーション機能を有しているブログや、電子掲示板も含まれる。主目的は、個人間のコミュニケーションである。

#### (4) 合併による変化

平成18年2月25日、日向灘に面する旧日向市と九州山脈に連なる旧東郷町が合併し、現在の日向市が誕生しました。

「日向ひょっとこ踊り」や「美々津伝統的建造物群」、「若山牧水」など、それぞれの地域に、長い歴史と豊かな風土の中で醸成された多彩な芸術文化が息づいており、地域の誇りとなっています。

## 2-2 文化振興における課題

### (1) 文化活動の後継者不足

市民が芸術文化に興味・関心を持ち、文化活動が活性化するためには、芸術文化への意欲を高めることや情操教育が必要であり、「人材を育てる → その人たちが集まる → 文化が活発化する」といった好循環を生み出すことが重要です。

そのため、芸術文化の担い手はその技術や知識を積極的に伝え広める取組みが必要となります。

### (2) 芸術文化に親しむ環境づくり

子どもから高齢者まで幅広い世代の市民が芸術文化に親しむ環境をつくるためには、子どもや子育て世代を対象とした文化事業を開催し、託児所を設置するなど、参加者が安心して積極的に参加しやすい環境づくりに取り組むことが必要です。

また、高齢者が持つ知識や技能を地域へ還元できるシステムの構築に対する助成、あるいは、高齢者が参加しやすいように交通手段を検討するなど、官民一体となった創意工夫による事業の推進が求められています。

### (3) 文化施設の老朽化

本市の文化施設の多くは、老朽化しており、今後、建て替えや設備の更新が必要となりますが、人口減少や高齢化の進展などにより、財政状況はますます厳しさを増すことが予測されます。そのため、文化施設の適正な維持管理により施設の長寿命化を図るとともに、耐用年数を迎える施設については、機能の複合化またはコンパクト化などを検討しながら効率的・効果的に施設を維持・更新していく必要があります。

## 第3章 芸術文化振興の理念と目標

### 3-1 基本理念

芸術文化は、人々の心にゆとりや潤いをもたらし、生活を豊かにするとともに、文化の振興に大きな役割を担っています。

本市の伝統文化を大切に継承するとともに、市民が日々の生活の中で文化に親しみ、さまざまな活動と交流の中で新たな文化が創造されるなど、本市文化が振興することを目指し、本計画の基本理念を次のように掲げます。

**ふるさとの歴史や文化を次世代へ継承し、地域への愛着と誇りが持てるまちづくり**

### 3-2 基本目標

基本理念に示された本市の目指すべき姿を実現するための基本的な目標を次のとおり定めます。

**子どもから高齢者までの市民一人ひとりが芸術文化に親しむ元気なまち**

### 3-3 基本方針

基本目標を達成するための基本方針を設定し、具体的な施策を推進します。

#### (1) 芸術文化活動の推進

- 総合文化祭を開催することによって文化団体の育成を推進します。
- 文化事業の充実と情報発信に努めます。
- 学校教育や生涯教育と連携し、市民の芸術文化の意識向上を図ります。

#### (2) 文化施設の整備と活用

- 集客力のある魅力的な企画展示や自主事業を開催することで、市民に広く利用してもらうとともに、文化活動の拠点施設として、学校や文化団体、生涯学習グループなどと連携し、市民が気軽に利用できる環境づくりに努めます。
- 施設の長寿命化計画に基づき、維持補修や改修を計画的に実施し、利用者の立場に立った利便性の高い施設の維持管理に努めます。

### (3) 文化財等の保存・継承・活用

- 地域の伝統文化を後世に伝えるため、文化財の保存に努め、文化財を活用した教育などを促進するなど、文化財の環境整備、教育普及、情報発信に努めます。
- 美々津重要伝統的建造物群保存地区は修理・修景事業を推進し、地区の活性化・後継者育成を図ります。

### (4) 地域の先人の顕彰と活用

- 先人顕彰団体相互の連携を図り、子どもから高齢者まで幅広い年代が参加できるよう、先人顕彰事業の充実を図ります。
- 若山牧水関連施設を適切に管理運営していくとともに、若山牧水記念文学館においては、展示内容や企画展の充実を図り、先人の功績や魅力を伝える働きかけを行います。

# 第4章 施策の方向性と主要施策

## 【基本理念】

ふるさとの歴史や文化を次世代へ継承し、地域への愛着と誇りが持てるまちづくり

## 【基本目標】

子どもから高齢者までの市民一人ひとりが芸術文化に親しむ元気なまち

### 【基本方針】

### 【施策の方向】

### 【主な施策】

1. 芸術文化活動の推進

(1)文化団体の育成

①日向市総合文化祭  
②文化行事の後援

(2)文化事業の充実

①日向市文化賞  
②日向市美術展覧会

(3)学校等との連携

芸術家の派遣事業

2. 文化施設の整備と活用

(1)文化活動の拠点

3つの拠点づくり

(2)文化施設の管理

計画的な整備

3. 文化財等の保存・継承・活用

(1)文化財の保存と活用

調査研究の推進

(2)美々津地区の活性化

修景事業の推進

4. 地域の先人の顕彰と活用

(1)先人顕彰事業の充実

牧水・短歌甲子園 等

(2)若山牧水関連施設の管理運営

適正な保存管理  
展示内容の充実



## 基本方針 1 芸術文化活動の推進

### (1) 文化団体の育成

#### ①日向市総合文化祭

1月3日「文化の日」に合わせて「日向市総合文化祭」を開催し、文化団体の育成を図るとともに、文化の発展を目指します。

日向市文化連盟（16部門・42文化団体で構成）が事務局となり、日向市文化交流センター及び日向市中央公民館を主会場として実施します。

【資料5 日向市文化連盟加盟団体】

#### ②文化行事の後援

文化団体や各事業実行委員会などの文化活動を後押しし、活性化を図るため、教育、学術、文化又はスポーツの振興のために行う事業に対する支援を行います。

### (2) 文化事業の充実

#### ①日向市文化賞 【資料6 日向市文化賞受賞者】

昭和43年度から設置している「日向市文化賞」では、文化の向上発達に関し、特に顕著な功績を有する方々を顕彰します。

また、この賞が制定された意義などを広く認識してもらうため、これまでの受賞者をホームページに掲載するなど顕彰を行います。



#### ②日向市美術展覧会

美術作品を広く発表する場及び鑑賞の機会を提供し、本市の美術水準の向上を図るために、毎年4月に日向市美術展覧会を開催します。

今後は、さらなる入場者数の増加を図るため、市広報紙やホームページのほか、学校や地区回覧などを通して積極的な情報発信に努めます。

年度（回）	出品者数（人）	作品数（点）	日数	入場者数（1日平均）
平成24年度（第33回）	218	279	7	1,920（274）
平成25年度（第34回）	221	235	9	2,127（236）
平成26年度（第35回）	215	238	9	1,954（217）
平成27年度（第36回）	200	236	9	2,196（262）
平成28年度（第37回）	188	220	9	1,698（188）
平成29年度（第38回）	207	245	9	1,874（208）

### (3) 学校等との連携

今日の生活スタイルの急激な変化により、大切に守り伝えられてきた伝統文化や、人々の生活の中で長く親しまれ定着している生活文化に、子どもが触れる機会や体験する機会は少なくなっています。

このため、文化庁が実施する支援事業「伝統文化親子教室」を活用し、親子で優れた伝統文化に触れる機会を設けます。

また、文化庁の主催事業「芸術家の派遣事業」を活用して、芸術家や文化人を小中学校に招き、質の高い文化に触れる機会を設けるとともに、芸術文化活動の重要性や有効性を知る機会を創出します。

その他、若山牧水記念文学館や牧水生家を訪ねたり、市美術展覧会や総合文化祭に参加するなど、子どもが市内にある芸術文化にも触れることができる環境づくりに努めます。

このように、子どもが芸術や伝統文化を「知る」「見る」「感じる」ことで、ふるさとに対する誇りや愛情を育みます。

## 基本方針 2 文化施設の整備と活用

### (1) 芸術文化活動の拠点

日向市文化交流センターを核として、市役所庁舎、日向市駅の3施設を芸術文化活動の拠点とし、魅力的な企画展示の開催や文化活動を実施する場とします。

活動の拠点を明確化することにより、イベント情報も分かりやすく伝わり、市民の参加促進にも繋がるのが期待されます。【資料7 文化施設等利用者数の推移】

### (2) 文化施設の管理

本市の文化施設が利用者にとって利便性の高い施設であるためには、長期的な視点で将来を見ながら、今できることから見直しを行い、柔軟に整備していくことが重要です。

そのために、関係者及び関係機関と連携し、合意形成を図りながら、利用者のニーズに合う文化施設の運営・管理に努めます。【資料8 日向市文化施設等一覧】

#### ※主な文化施設

#### ①日向市文化交流センター

平成元年に開館以来、市民会館と同じような施設として多くの市民に親しまれてきた施設です。

この施設の運営については、関連団体、有識者及び市民で構成される協議会を設置し、利用者の立場で利用しやすい施設を目指します。



#### ②日向市東郷地区文化センター

平成4年に開館し、東郷地区を中心として活用され、生涯学習の拠点とされていましたが、近年は施設の老朽化もあり利用が激減しています。新たな利活用等について検討します。



#### ③公民館

市が運営する公立の公民館は、多くの市民が利用するために訪れる教育施設であります。この施設に対しては地区ごとの住民によって、様々な機能が望まれますが、共通し

て必要となるのが「安全に利用できる」という条件です。

このため、市民が安心して利用できる施設を目指します。

### ・日向市中央公民館

市の中心部にあり、日向市文化交流センターと隣接しているという利点を生かして、本来の目的である生涯学習事業にとどまらず、多角的で効率的な運用を目指します。

また、使用方法や使用料などについても、利用者の意見を十分に取り入れながら検討します。



### ・地区公民館

市民がその居住地の近くで、文化事業や生涯学習の場に参加できるよう、地区公民館を中学校校区ごとに配置することが望まれています。

また、地区公民館は、子どもから高齢者まで多くの人たちのふれあいの場所となり、気軽に利用できる施設となるよう期待されます。

さらに、地域住民が公民館の運営に参画できるような体制づくりを検討します。

### ・自治公民館

それぞれの自治会（区）が管理している自治公民館は、自治会の自由で独自性をもった運営、活用が期待されています。

市では、自治公民館の建設や補修に対する支援を行うほか、「日向<sup>ひむか</sup>きらめき<sup>びと</sup>人」を活用した各種講座の紹介など自治公民館が各地区の文化活動の場として活用されるよう支援を行い、地域における芸術文化振興を促進していきます。

※「日向きらめき人」は、市内の各分野で活躍している豊富な知識、技能、技術等を有する人材を幅広く発掘し、その情報を提供することにより、市民がお互いに学び合う生涯学習を支援し、豊かな地域社会をつくるため、市教育委員会に設置された生涯学習人材バンクのことです。

#### ④日向市立図書館

日向市立図書館や地区公民館に設置している図書室は、「知の地域づくり」の拠点として、多くの市民に利用されています。

今後も、市民の読書活動を促進するとともに、利用者の課題解決や地域課題の解決につながる資料の充実を図り、市民が、必要な情報を迅速かつ的確に得られる図書館を目指します。

また、図書館の役割の一つである地域の芸術文化の振興を支援するために、調査研究に対する支援の充実など市民が利用しやすいサービスや利用者が必要とする情報の提供に努めます。



#### ⑤その他の文化施設

本市には、現在、日向市の歴史や風土を伝えるための施設として、日向市歴史民俗資料館、日向市細島みなと資料館、東郷地区文化センター郷土資料室を設置し、文化財の展示・郷土学習の場として活用しています。

今後は、資料の充実等を図り、施設の適切な保全に努めるとともに、郷土の情報発信の場として活用を推進します。

その他、県央に集中する県の文化施設の地方都市分散についても、県都以外の他市町村（特に県北の市町村）と話し合いを持ちながら対策を検討します。



日向市歴史民俗資料館



日向市細島みなと資料館

## (1) 文化財の保存と活用

指定文化財については、国指定 2 件、国選定 1 件、国登録 1 件、県指定 15 件、市指定 66 件あり、先人から受け継いだ文化財を後世に伝えるため適切な保存に努めます。

また、未指定文化財についてもその調査を進め価値を確認し、必要なものについては指定化を図ります。

開発行為等によって影響を受ける埋蔵文化財は、原因者との調整に努め、必要に応じて発掘調査を実施し、記録の保存や調査結果の公開に努めます。

伝統芸能については、後継者の育成が課題であるため、その価値や重要性を周知し、地域に根差した伝統芸能の保存と継承を図るために各保存団体と連携し、情報交換を行うなど積極的な支援に努めます。

【資料 9 文化財の体系図】

【資料 10 日向市内の指定文化財等一覧】

## (2) 美々津地区の活性化

国の重要伝統的建造物群保存地区に選定される美々津の町並みは、景観まちづくりの推進を目指した景観計画が策定されるなど、市民と行政の協働事業の先駆として全国的に評価されています。

しかしながら、住民の減少による空き家問題、歴史的建造物群のバリアフリー化、防災問題などの課題もあるため、今後は保存地区の修理・修景事業のほか、これらの課題解決に向けた住民との合意形成も重要となります。

文化財としての美々津の町並みを守り、その魅力を伝承し、将来に繋げていくことに努めます。



## 基本方針4 地域の先人の顕彰と活用

### (1) 先人顕彰事業の充実

若山牧水は、全国に根強い愛好者を持ち、各地で顕彰活動が行われています。牧水顕彰団体との連携を図りながら「牧水祭」や「若山牧水顕彰全国団体」、生誕や没後の節目に行う周年事業など、遺徳を偲び功績を讃える事業を開催します。

また、子どもの情操教育のための「牧水かるた大会」や、知名度を生かして全国に参加を募る「牧水・短歌甲子園」「青の国若山牧水短歌大会」など、子どもから高齢者までが親しめる短歌を通じたイベントを開催し、文化の振興と合わせて「若山牧水の生誕地日向市」を全国にアピールします。



牧水・短歌甲子園

高森文夫は、詩人としての知名度は低いものの、中原中也賞や宮日出版文化賞を受賞するなど、その作品は高く評価され、市内有志により設立された顕彰団体による積極的な顕彰活動により、その功績は徐々に広がりつつあります。

今後は、「高森文夫を偲ぶ詩大会」への支援や、詩人中原中也との親交などを生かし、さらなる顕彰に努めます。

### (2) 若山牧水関連施設の管理運営

牧水生家は、平成16年から翌年にかけて修復され、当時の面影をそのまま残しています。周辺には、牧水が昼寝をしていたとされる大岩を利用した歌碑や、妻喜志子との夫婦歌碑などもあります。平成17年に開館した若山牧水記念文学館には、牧水や高森文夫の貴重な資料が収められています。

これらの施設や資料を適正に保存管理するとともに、若山牧水記念文学館においては展示内容の充実や情報発信に努め、牧水顕彰の拠点施設としてはもちろん、高森文夫やゆかりの文化人の検証に努めます。



牧水生家

## 第5章 推進体制の整備

### 5-1 取組みの推進体制の構築

本計画推進のためには、市民、文化団体、事業者等の参画を得ながら、それぞれの役割に応じて取り組めるような体制の構築が必要です。

そのため、日向市文化懇話会などが本計画の進捗状況を審査し、文化関連事業・施策の検証、<sup>※</sup>評価、提案を行い、着実に実施していく体制の充実を図ります。

また、市民意識調査やアンケートを実施し、寄せられた市民の意見や要望などを施策へ反映することに努めます。

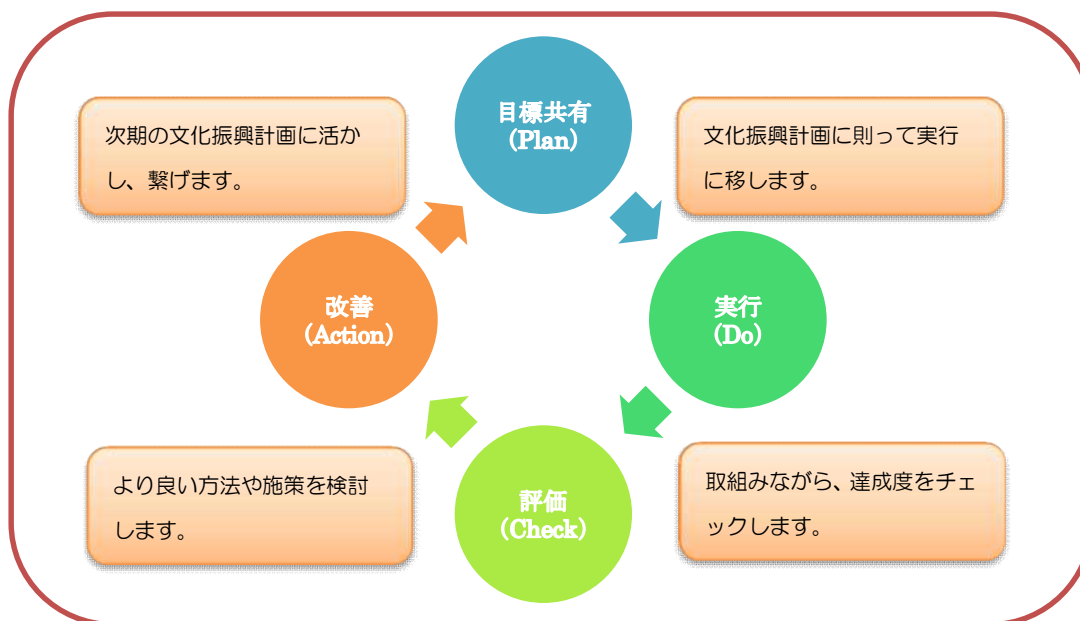
その他、国や県及び各種団体が行っている文化振興のための補助事業や助成事業の活用を図り、文化活動を支援します。

※日向市文化懇話会は、市教育委員会の承認を得て委嘱または任命された、市内の文化団体の代表者や学識経験者、市民などから構成されます。  
文化行政上の課題等について調査や審議を行います。



## 5-2 取組みの評価と進行管理

文化振興計画の取組みは、目標共有 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) を行うことで、時代の潮流や市民ニーズの変化にも対応していきます。



### 目標共有 (Plan)

- 本振興計画の作成が、この目標共有の段階にあたります。
- 現状や課題を踏まえ、今後、進めるべき芸術文化の施策を検討します。

### 実行 (Do)

- 本振興計画に沿って、順次、取組みを実行に移します。

### 評価 (Check)

- 市主体の評価 (例：日向市文化懇話会による検証、審査、提案)
- 市民による評価 (例：意識調査、アンケート)

### 改善 (Action)

- 評価を踏まえて、改善策を検討し、実行に移します。
- ニーズの変化など、新たな流れの対応策を検討します。



## 【 参 考 資 料 】

1. 日向市芸術文化振興計画検討委員会設置要綱
2. 日向市文化スポーツ振興基金条例
3. 文化芸術振興基本法
4. 日向市文化連盟加盟団体一覧
5. 日向市文化賞受賞者一覧
6. 日向市文化施設等一覧
7. 文化財の体系図
8. 日向市文化財一覧

## ○日向市芸術文化振興計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 日向市芸術文化振興計画（以下「振興計画」という。）を策定するため、日向市芸術文化振興計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、振興計画の策定に関する事項について調査及び検討し、その結果を教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する者を委員として10人以内で組織する。

- (1) 芸術文化活動関係者
- (2) 有識者・学識経験者
- (3) 企業・メディア関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、振興計画の報告が終了する日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示の施行の日以降、最初に開かれる委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず教育長が招集する。
- 3 この告示は、教育委員会への報告が終了した日限り、その効力を失う。

## 【日向市芸術文化振興計画検討委員会委員名簿】

氏名	所 属	氏名	所 属
青井 美保	高鍋町美術館	黒木 豊	日向市アカウミガメ研究会
江原 知子	(株)夕刊デイリー新聞社	佐藤 清香	日向文化振興事業団
小川 新一郎 ○	日向市文化連盟	濱田 泰範	(株)ケーブルメディアワイワイ
甲斐 恵	日向市観光協会	林 弘子	宮崎公立大学

( 五十音順、敬称略、○委員長 )

○日向市文化スポーツ振興基金条例

平成3年3月19日

条例第4号

改正 平成14年6月19日条例第18号

平成17年12月22日条例第90号

(設置)

第1条 本市の芸術文化及びスポーツの振興を図るため、日向市文化スポーツ振興基金を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度の一般会計歳入歳出予算に計上し、当該基金の設置目的のために支出するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条に規定する基金設置の目的を達成するために必要があると認める場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年6月19日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年12月22日条例第90号)

この条例は、平成18年2月25日から施行する。

## ○ 文化芸術振興基本法

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針（第七条）

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、

各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## 第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必

要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に



関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮）

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（関係機関等の連携等）

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

（顕彰）

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

（政策形成への民意の反映等）

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

（地方公共団体の施策）

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

## 附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

○日向市文化連盟加盟団体一覧

資料4

番号	部 門	団 体 名	代 表
1	日本舞踊	花柳流白扇会	花柳 絹太
2		鈴洋会	藤間 鈴洋
3		寛凌重会	坂東 寛凌重
4		千翁会	花柳 絹千翁
5		絹彩之会	花柳 絹彩
6		絹未央会	花柳 絹未央
7		路乃会	花柳 路太
8	邦 楽	国風音楽講習所	濱口 光童
9		日向市三曲会	若杉 要葉
10		藤本秀静峰会	黒木 フクミ
11		藤本秀美花由会	別府 由美子
12		藤本流三味線秀瑞会	宮森 恵子
13		日向行乃会	鈴木 みどり
14		日向市和太鼓連盟	中川 常雄
15	ひむか和太鼓の会	三浦 精一	
16	民 謡	県民謡会日向支部	多田 昌稔 竹中 稔和
17		日本民謡協会日向会	白石 幸夫 畝原 正澄
18	吟詠・謡曲	日向市観世流謡曲同好会	中谷 宣夫
19		日向誠詠会	小宮 正勝
20		宮崎吟詠会	山崎 岳蒼
21		吟剣詩舞道靖峰会	松濱 靖明

番号	部 門	団 体 名	代 表
22	洋 楽	日向市民吹奏楽団	住吉 勇人 幸崎 稔
23		南里恵音楽スタジオ	南 里恵
24		日向音楽レスナーの会	小宮 恵子
25		さいとうみよこピアノアカデミー	齋藤 美代子
26		USUMA Music Studio	臼間 裕子
27	洋舞・演劇	伊達バレエスクール	伊達 由何子
28		劇団ハック	後藤 賢一
29	書 道	日向市書道協会	本橋 静 植田 紘士
30		日本習字日向愛好会	治田 松子
31	美術・工芸	日向市美術協会	小川 新一郎 水永 光彦
32		日向市写真協会	稲田 義美
33	茶 道	日向市茶道連盟	濱本 宗慶 河野 仙幹
34	華 道	日向市華道連盟	水元 謹子
35	盆栽・花卉	日向市寒蘭同好会	江藤 泰敬
36	文学・短歌・俳句 ・詩・小説	いさり火短歌会	田尾 英一
37		日向市俳句会連合会	和田 義正 小島 照子
38		尾鈴短歌会	黒木 金喜
39	手 芸 等	ひと針の布工房	森 かほる
40	歴史・文化遺産研究	日向市史談会	柏田 公和
41	そ の 他	若竹あゆみの会	玉井 キクエ
42		カラオケ太陽グループ	六角 立男
	16部門	42団体	

## ○日向市文化賞受賞者一覧(敬称略)

年 度	氏 名	部 門
昭和43年度	三 尾 良次郎	学 術
	宮 崎 正 二	芸 術
	黒 木 八百藏	技 術
昭和44年度	伊 達 小夜子	芸 術
	成 合 袈裟義	技 術
	長 友 重 夫	体 育
昭和45年度	石 川 筆 一	技 術
昭和46年度	刈 川 水 保	芸 術
昭和47年度	山 元 一	体 育
昭和48年度	田 中 重 治	一 般
昭和49年度	山 中 たから	芸 術
昭和50年度		
昭和51年度	甲 斐 勝	学術・芸術
昭和52年度	佐 藤 正	一 般
昭和53年度		
昭和54年度		
昭和55年度	黒 木 幹 夫	体 育
昭和56年度	田 村 栄 市	体 育
	黒 木 一 士	技 術
	宮 地 千 代	芸 術
昭和57年度	大 坪 静 枝	芸 術
	塩 月 景 幸	芸 術
昭和58年度		
昭和59年度	武 田 キクエ	芸 術
	阪 本 正 男	体 育
	黒 木 倉 吉	芸 術
昭和60年度	甲 斐 正 教	体 育
昭和61年度		
昭和62年度	田 中 道 夫	芸 術
昭和63年度		
平成元年度		
平成2年度	宮 崎 清 子	芸 術
	三 股 富士雄	一 般
平成3年度	佐々木 武彦	体 育
	伊 藤 隆	一 般
	鈴 木 政 市	芸 術

平成4年度	和田文男	一般
	日向市民吹奏楽団	芸術
平成5年度	市原正廣	芸術
	佐々木寛治郎	技術
平成6年度	鮫島哲也	体育・一般
平成7年度	黒木義男	芸術
平成8年度		
平成9年度	横川美雄	体育
平成10年度		
平成11年度		
平成12年度	小川新一郎	芸術
平成13年度	長渡万太郎	芸術
平成14年度		
平成15年度	千代反田泉	一般
平成16年度		
平成17年度	甲斐文明	一般
	上杉勇藏	一般
平成18年度	原田和明	芸術
平成19年度	森迫幹雄	一般
	松葉一路	技術
平成20年度		
平成21年度	西島祐子	芸術
平成22年度	橘ひよつとこ踊り保存会	芸術
	鈴木幸男	一般
	田崎登保	一般
平成23年度	花柳絹太(吉田美智代)	芸術
	和田勝典	芸術
平成24年度	黒木伊知緒	芸術
平成25年度	日向市東郷町若山牧水顕彰会	芸術
	桂歌春	芸術
平成26年度	中島弘明	一般
	柏田芳美	体育
平成27年度	中村恒雄	一般
	和田徹也	一般
平成28年度	坂本淳	芸術
	渡邊康久	一般

■平成28年度までの受賞者数 56個人+3団体=59

※部門別受賞者数(1人にて複数部門受賞もあり)

学術部門2 技術部門6 芸術部門27 体育部門10 一般功労16

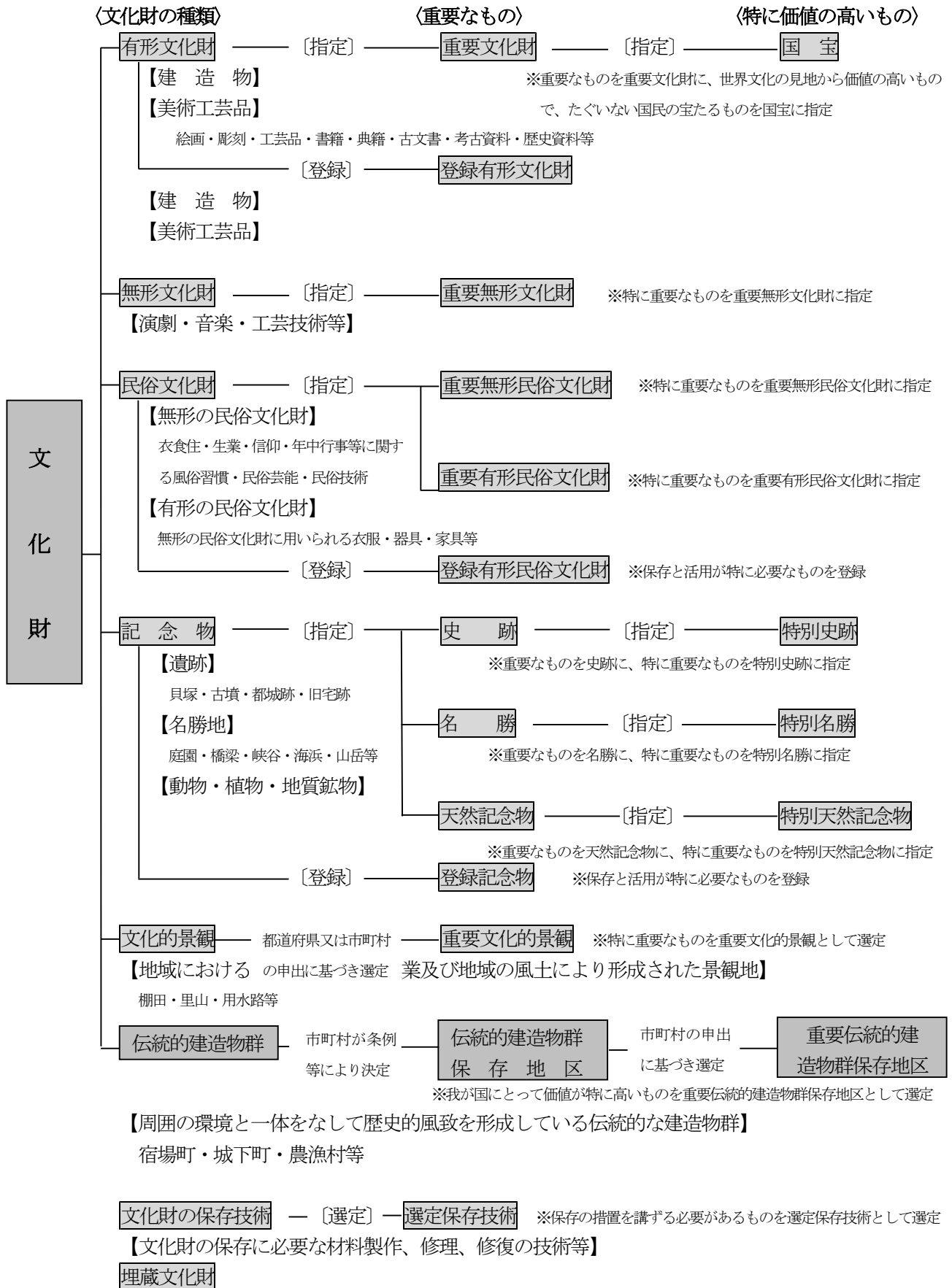
## ○ 日向市文化施設一覧

施設名および所在地	電話	概要
日向市文化交流センター (日向市中町1番31号)	電話：0982-54-6111 FAX：0982-54-2575	大ホール(1,631席)、小ホール(200人)、和室(30人) リハーサル室、楽屋(3室)、会議室(66人)、
日向市東郷地区文化センター (日向市東郷町山陰丙1325番地1)	電話：0982-69-2111 FAX：0982-69-2398	ホール(500席)、楽屋(2室)、研修会議室(2室)
若山牧水記念文学館 (日向市東郷町坪谷1271番地)	電話：0982-68-9511 FAX：0982-68-9512	第1展示室(若山牧水)、第2展示室(高森文夫) 企画展示室、ミュージアムショップ
日向市中央公民館 (日向市中町1番31号)	電話：0982-53-6867 FAX：0982-52-1441	ホール(477席)、研修室(4室)、団体室 工作室、調理室、和室、レクリエーション室
日向市立図書館 (日向市春原町1丁目47番地)	電話：0982-54-1919 FAX：0982-54-5444	1階：新聞・雑誌、一般図書、子供コーナー 2階：学習室、会議室、視聴覚ライブラリー
日向市歴史民俗資料館 (日向市美々津町3244番地)	電話：0982-58-0443 FAX：0982-58-0443	江戸時代の建物(市指定文化財廻船問屋「河内屋」)跡を そのまま復元した公開施設
まちづくり塾「美々津軒」 (日向市美々津町3328番地9)	電話：0982-58-1229	明治時代の建物を復元したもので、研修施設や歴史体験の 場として利用している
美々津まちなみセンター (日向市美々津町3331番地)	電話：0982-58-0661	明治時代の建物を復元したもので、当時の町並みの休憩所 として地場産品の販売等をしている
日向市細島みなと資料館 (日向市大字細島803番地1)	電話：0982-55-0329 FAX：0982-55-0329	市指定文化財「高鍋屋旅館及び付属屋」を復元したもの
中島記念館 (日向市東郷町山陰乙505番地6)	電話：0982-69-3500 FAX：0982-69-3500	一般公開の美術館。中島弘明氏が収集した、絵画・陶磁器 コレクションを中心に展示

## 【文化施設利用者数の推移】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
日向市文化交流センター	79,883	108,769	93,650	100,562	91,996	91,587
東郷地区文化センター	2,138	2,520	2,607	2,870	2,115	2,803
若山牧水記念文学館	3,065	2,907	3,157	2,744	2,858	2,847
日向市中央公民館	68,629	75,814	68,150	61,247	66,819	67,978
日向市立図書館	150,971	165,261	166,465	165,348	162,981	
日向市歴史民俗資料館	3,456	3,389	2,984	2,924	3,432	2,950
細島みなと資料館	1,497	1,475	1,327	1,072	1,372	1,033

○ 文化財保護の体系



○ 日向市文化財一覧

資料 8

【国指定文化財、選定】

番号	種別	名称	所在地
1	名勝	妙国寺庭園	大字細島 373 番地
2	特別天然記念物	カモシカ	地域を定めず
3	重要伝統的建造物群保存地区	日向市美々津重要伝統的建造物群保存地区	美々津町字上町、中町、下町、上別府の一部

【国登録】

番号	種別	名称	所在地
1	有形文化財（建造物）	大御神社本殿、幣殿、拝殿	大字日知屋字伊勢ヶ浜 1 番地

【県指定文化財】

番号	種別	名称	所在地
1	史跡	有栖川征討総督宮殿下御本宮跡	大字細島 700 番地
2	史跡	幕末勤王家海賀宮門外二士の墓	大字細島 5 番地
3	史跡	僧日要の墓	大字細島 371 番地
4	史跡	橋口氏庭園	美々津町 3008 番地
5	史跡	富高古墳（13 基）	大字富高、日知屋
6	史跡	美々津古墳（2 基）	美々津町字高松、霧島原
7	史跡	細島古墳	大字細島字八幡の上 321 番地
8	史跡	鈴鏡塚古墳	大字富高字草場 6800 番地 40
9	天然記念物	権現崎の照葉樹林	大字幸脇字千鳥 4-1、6-1、6-2、7-2、7-3
10	無形文化財	美々津手漉き和紙	美々津町 2703 番地
11	史跡	若山牧水生家	東郷町坪谷 3
12	史跡	東郷古墳（1～3 号）	東郷町山陰丙 966
13	有形文化財	梵鐘	東郷町山陰丁 1457-乙 12
14	天然記念物	福瀬神社のハナガガシ林	東郷町山陰乙 2013-1
15	天然記念物	アカウミガメ及びその産卵地	日向市お倉ヶ浜、金ヶ浜



【市指定文化財】

番号	種別	名称	所在地
1	有形文化財	正法寺年中日誌	大字塩見 4751 番地 1
2	史跡	西南の役細島官軍基地	大字日知屋 2489 番地
3	有形文化財	廻船問屋「河内屋」跡	美々津町 3244 番地
4	有形文化財	木喰行道書「利剣六字名号」	大字平岩 328 番地 平岩地藏堂
5	有形文化財	木喰行道作「勝軍地藏尊坐像」一体	大字平岩 328 番地 平岩地藏堂
6	有形文化財	木喰行道作「阿弥陀如来像」一体	大字平岩 760 番地
7	有形文化財	木喰行道作「疱瘡神像」一体	大字平岩 244 番地
8	有形文化財	木喰行道作「十一面観音像」一体	大字富高字川添
9	有形文化財	本谷日本橋	大字富高字門田
10	史跡	日知屋城跡	大字日知屋字伊勢道
11	無形民俗文化財	塩見の臼太鼓踊り	大字塩見 奥野区
12	無形民俗文化財	別府の供養盆踊り	美々津町 別府区
13	無形民俗文化財	永田のひょっとこ踊り	大字塩見 永田区
14	有形文化財	旧高鍋屋旅館及び付属屋	大字細島字八坂町 803 番地 1
15	史跡	高鍋藩御仮屋跡	大字細島字八坂町 802-5、803-2、805-1
16	有形文化財	道路橋「美々津橋」	美々津町、大字幸脇
17	有形文化財	関本勘兵衛家住宅	大字細島 691 番地
18	有形文化財	「木造地藏菩薩坐像」一体	大字塩見 2393 番地
19	有形文化財	牧水歌碑	東郷町山陰戊 685-5
20	有形文化財	山陰神社のカメ	東郷町山陰丙 966
21	有形文化財	山陰神社の狛犬	東郷町山陰丙 966
22	有形文化財	硯	東郷町山陰丙 1325-1
23	有形文化財	古文書「田畑高割帳」	東郷町坪谷 161-5
24	有形文化財	古文書「種痘人名録」	東郷町坪谷 1271
25	有形文化財	古文書「御仕置五人組帳」	東郷町山陰丙 1325-1
26	有形文化財	古文書「梶田山陰舊記」	東郷町山陰辛 12-1
27	有形文化財	古文書「神社由緒調」	東郷町山陰丙 1325-1
28	有形文化財	古文書「東郷村是」	東郷町山陰丙 1325-1
29	有形文化財	馬頭観音像	東郷町山陰丁 1173-25
30	有形文化財	小浜の地藏菩薩像	東郷町山陰甲 793
31	有形文化財	庭田の地藏菩薩像	東郷町山陰甲 709-4
32	有形文化財	落鹿の地藏菩薩像	東郷町山陰甲 442-37
33	有形文化財	崎山大師堂	東郷町山陰乙 2248-122

番号	種別	名称	所在地
34	有形文化財	老谷の六地藏供養塔	東郷町山陰丙 1200-1
35	有形文化財	下村の六地藏供養塔	東郷町山陰辛 499
36	有形文化財	成願時の宝塔	東郷町山陰辛 10-1
37	有形文化財	迫野内の宝塔	東郷町山陰庚 1394-乙
38	有形文化財	老谷の板碑	東郷町山陰丙 1021-1
39	有形文化財	深瀬の板碑	東郷町山陰丁 640 乙
40	有形文化財	山陰百姓一揆供養塔	東郷町山陰辛 11 口
41	有形文化財	開商之碑	東郷町山陰乙 1812
42	有形文化財	利権回復之碑	東郷町山陰甲 347
43	無形民俗文化財	福瀬神楽	東郷町山陰乙 福瀬区
44	無形民俗文化財	山陰神社神楽	東郷町山陰丙 小野田区
45	無形民俗文化財	迫野内神楽	東郷町山陰庚 迫野内区
46	無形民俗文化財	八重原神楽	東郷町八重原迫野内 八重原区
47	無形民俗文化財	羽坂神楽	東郷町山陰丁 羽坂区
48	無形民俗文化財	田野神社神楽	東郷町山陰己 田野区
49	無形民俗文化財	坪谷神楽	東郷町坪谷 坪谷区
50	無形民俗文化財	越表神楽	東郷町下三ヶ 越表区
51	無形民俗文化財	福瀬臼太鼓踊り	東郷町山陰乙 福瀬区
52	無形民俗文化財	鶴野内臼太鼓踊り	東郷町山陰辛 鶴野内区
53	無形民俗文化財	迫野内臼太鼓踊り	東郷町山陰庚 迫野内区
54	無形民俗文化財	坪谷臼太鼓踊り	東郷町坪谷 坪谷区
55	有形文化財	山内の庚申供養塔	東郷町山陰辛 992-2
56	有形文化財	大師原の庚申供養塔	東郷町山陰庚 928-1
57	有形文化財	畝原覚之丞の墓	東郷町山陰丙 841 乙
58	有形文化財	後口内の墓	東郷町山陰丙 1148-5
59	史跡	西郷南洲翁家来の墓	東郷町山陰乙 231-1
60	有形文化財	野々崎眼鏡橋	東郷町山陰戊
61	有形文化財	坪谷本村眼鏡橋	東郷町坪谷
62	有形文化財	瀬戸眼鏡橋	東郷町坪谷
63	天然記念物	寺迫のエノキ	東郷町山陰甲 809-4
64	天然記念物	深瀬のイチョウ	東郷町山陰丁 640 乙
65	天然記念物	坪谷のクス	東郷町坪谷 955
66	天然記念物	冠岳の山桜群	東郷町山陰丙～丁

